

通所介護 重要事項説明書

事業所名 寿湘ヶ丘居宅介護支援センター

2025年3月現在

1.法人概要

名称・法人種別 社会福祉法人むつみ福祉会
代表者氏名 理事長
法人所在地 神奈川県秦野市千村497-1
電話番号 0463-88-4150
業務の概要 社会福祉事業
事業所数 3施設（寿湘ヶ丘老人ホーム・菖蒲荘・むつみケアセンター）

2.事業所概要

事業所名 寿湘ヶ丘居宅介護支援センター
指定番号 神奈川県 1472800075号
所在地 神奈川県秦野市千村497-1
管理者氏名 施設長
電話番号 0463-88-5200
FAX番号 0463-88-7773
定員 通所介護と第1号通所事業を合わせて27名
サービス提供地域 秦野市内
その他の事業 介護老人福祉施設
短期入所施設
居宅介護支援
訪問介護

3.事業の目的と運営方針

社会福祉法人むつみ福祉会、寿湘ヶ丘居宅介護支援センターが行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

①指定通所介護の実施にあたっては、要介護者等利用者（以下「利用者」という）が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定通所介護の提供をします。

③関係市町村、地域保健、医療、福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4.事業所の従業者体制

職種	業務内容	人数
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤)
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名以上
介護職員	介護業務	3名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1名以上

生活相談員等は、指定通所介護事業の円滑な提供にあたる。

5.営業時間帯

営業日	月曜日～日曜日及び祝日	(12月29日～1月3日を除く)
営業時間	8:45～17:45	
サービス提供時間帯	9:30～16:40	

6. サービスの内容

- ① 送迎 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 食事 利用者の状態に応じた食事の提供を行います。
- ③ 入浴 見守りや介助により、入浴の提供を行います。
- ④ 排泄 利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行います。
- ⑤ 健康チェック 看護職員が利用者のバイタルチェックを行い健康状態の観察を行います。
- ⑥ 生活相談 生活相談員は利用者及びご家族からの相談に応じ、関係各機関と連絡調整を行います。
- ⑦ 機能訓練 身体機能の向上、健康維持のための指導を行います。
- ⑧ 余暇活動 レクリエーションや作業療法等の提供を行います。

7. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用料及び介護保険給付外サービスについては「重要事項説明書・別紙(料金表)」の通りとします。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報下さい。当日に体調不良等でお休みする場合は送迎の関係上、8:00頃までにご連絡ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけて下さい。
- ③ 利用者は事業所内での金銭の持ち込みやりとりや、物品のやりとりはトラブルの原因となりますのでご遠慮下さい。また、トラブルが発生した場合事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ④ 従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 食べ物の持ち込みやりとりは、ご遠慮下さい。持ち込まれた食べ物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑥ 内服薬等の変更もしくは追加等あった際にはご連絡ください。
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン等の持ち込みに関してはマナーを守って使用し、お仲間同士での電話番号等の交換等については後日トラブルが発生しても自己責任とし、又、紛失や破損等についても事業所は責任を負いかねますのでご了承下さい。

9. 非常災害対策

- ① 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の自然災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し定期的に従業員に周知します。
- ② 定期的に避難・救出、通報、その他必要な訓練を年2回以上行います。訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への必要な措置を講じるとともに、家族、利用者が指定する緊急連絡先へ連絡します。

11. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、緊急連絡先、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠

償します。ただし、天災、事変、その他不可抗力による場合にはこの限りではありません。

① 事故発生防止のための指針の整備② 事故発生時等の報告・改善策の周知徹底③ 事故発生防止のための委員会及び職員研修を定期的に行います。

12.秘密の保持と個人情報の保護について

従業者が業務上知り得たご利用者又はご家族の個人情報を正当な理由なく契約中及び契約終了後に第三者に漏らす事はありません。従業者でなくなった後についても同様とします。また、文書により利用者又はご家族に同意を得た上で、市町村や他の居宅介護支援事業所等に対して必要な情報を提供します。

13.身体拘束の禁止

職員は、サービス提供にあたって、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

14.虐待の防止について

虐待の防止に努めるため、当施設では虐待防止のための指針を整備し、虐待防止委員会（責任者は管理者とする）を定期的開催し、虐待防止のための研修を定期的に行います。虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。当該事案の発生の原因と再発防止策については、速やかに委員会にて協議し職員に周知徹底するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努めます。

15.従業者の研修

従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けます。従業者のスキル向上や、従業者が幅広い視野と目標を持ってサービスに携わることができるよう、研修等の機会は積極的かつ計画的に提供します。

16.従業者の衛生管理

従業者の清潔の保持及び定期的な健康診断やストレスチェック診断等を行い、心身の状態について、必要な管理を行います。

17.苦情相談窓口

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

① 当施設利用者相談窓口

窓口担当者	相談員（責任者）	（寿湘ヶ丘居宅介護支援センター）
ご利用時間	8：30～17：30（年末年始を除く）	
電話番号	0463-88-5200	
FAX番号	0463-88-7773	

* 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

② 秦野市福祉部高齢介護課

所在地	神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号	
電話番号	0463-82-9616（介護保険担当）	
	82-7394（在宅高齢者支援直通）	
FAX番号	0463-84-0137	
受付時間	8：30～17：00（年末年始を除く平日）	

③ 神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地	横浜市西区楠町27番地1	
電話番号	045-329-3447（一般回線）（介護苦情相談係）	
受付時間	8：30～17：15（土・日・祝・年末年始を除く）	

④ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

所在地 横浜市神奈川区反町3丁目17-2

電話番号 045-311-8861

受付時間 9:00~17:00 平日のみ(月曜日~金曜日)

*住所が秦野市以外の方は別紙「資料：神奈川県市町村別介護保険窓口一覧」をご参照ください。

指定通所介護の契約にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

説明者： _____ 印

本書面の交付のうえ、事業者から指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

住所： _____

利用者名： _____ 印 代筆者名： _____ 続柄 _____ 印